

別紙

確認調査結果の評価指針

法第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）に適合していることを確認する方法は次のとおりとする。

事業者が設置している工場等全体をふかんしたエネルギー管理状況を評価するため、確認調査結果報告書に記載すべき事項に関する書類調査を行う他、少なくとも、本社等及びすべての指定工場等に対し、エネルギー管理統括者等法に基づく選任義務のある者の立ち会いの下、現地調査を行い、次のⅠ. からⅢ. までの手順に従って、判断基準の適合状況の評価を行う。

Ⅰ. 事業者全体におけるエネルギー管理

施行規則様式第11（確認調査結果報告書）の特定一第8表を以下の方法により作成する。

現地調査により確認し、適切な管理状況にある場合には○、一部適切な管理状況にある場合には△、適切な管理状況にない場合には×とし、○の場合には2、△の場合には1、×の場合には0を対象項目別評価点の欄に記入する。すべての項目を合計した値を満点（16点＝8項目×2点）により除して算出した値に100を乗じて得た値を総合評価点とする。

判断基準への適否については、総合評価点が100点の場合には判断基準に適合と判断し、100点未満の場合には、判断基準に不適合と判断する。

Ⅱ. 指定工場等におけるエネルギー管理

施行規則様式第11（確認調査結果報告書）の指定一第8表を以下の方法により作成する。

1. エネルギー使用設備及びエネルギー使用量の全体的把握

工場等全体のエネルギー使用設備及びエネルギー使用量の総括表（別紙1）を、以下の方法により作成する。

- (1) 工場等内のすべてのエネルギー使用設備を、管理区分（工程等）に応じて分類し、いずれの管理区分（工程等）にも属さないものについては、「その他の部門（工程外）」に分類する。同一管理区分内に同一の設備が複数存在する場合にあっては、一つの種類にまとめ、「容量・台数」の欄に設備数等を記入する。
- (2) 総括表に記入する設備は、工場等内の全エネルギー使用量の8割を網羅する範囲の設備とし、その他の設備については「その他」とする。ただし、工場等

内に複数の管理区分があり、エネルギー管理が管理区分単位で行われている場合にあっては、それぞれの区分ごとのエネルギー使用量の8割を網羅する範囲の設備とし、その他の設備については「その他」とする。

- (3) 設備ごとのエネルギー使用量及びエネルギー使用割合（単位は%、小数点以下第1位までとする。）を算出する。エネルギー使用量の欄には、燃料及び熱の使用量（単位：GJ/年度）並びに電気の使用量（単位：千kwh/年度）並びにそれぞれを原油の数量に換算した量（単位：kl/年度）並びにそれらを合算した量（単位：kl/年度）をそれぞれ記入する。ただし、設備のエネルギー使用量の実績値が不明である場合にあっては、定格値、稼働時間等から推計した数値を記入する。
- (4) エネルギー使用量については、原則グロス（個々の設備による使用量の実績の積み上げのことをいう。）で記入する。
- (5) 個票番号の欄には、当該設備のエネルギー管理状況を評価した個票（別紙2）に付した番号を記入する。

2. 設備のエネルギー管理状況の評価

総括表に記入した設備ごとに、エネルギー管理状況を評価した個票（別紙2）を、以下の方法により作成する。

2. 1 個票の作成の原則

- (1) 総括表に記入した設備ごとに個票を作成（総括表において複数の同一の設備を一つの種類にまとめて記入した場合にあっては、個票も1つにまとめることとする。）する。
- (2) 判断基準において当該設備に該当する項目については、網羅的に調査するものとする。
- (3) 個票番号、設備又は設備群名、エネルギー使用量及びエネルギー使用割合を記入する。当該設備に関し調査した判断基準の項目番号、内容及び管理標準の設定状況又は遵守状況を記入する。当該工場等が作成した管理標準に固有の番号が付されている場合にあっては、当該設備に関連する管理標準の番号を管理標準整理番号の欄に記入する。

2. 2 判断基準遵守状況の評価

(1) 管理標準の設定状況又は遵守状況について

① 「管理又は基準」の項目について

当該設備に係る判断基準の項目が当該工場等の管理標準に反映されているかどうかを確認し、その項目ごとに、反映されている場合には○、一部反映されている場合には△、反映されていない場合には×を設定状況の欄に記入する。

当該設備の管理が、管理基準で定められている管理又は基準に基づいて行われている場合には○、一部基づいて行われている場合には△、行われていない場合には×を遵守状況の欄に記入する。

② 「計測及び記録」の項目について

当該設備に関係する判断基準の項目が当該工場等の管理基準に反映されているかどうかを確認し、その項目ごとに、反映されている場合には○、一部反映されている場合には△、反映されていない場合には×を設定状況の欄に記入する。

当該設備の計測及び記録が、管理基準で定められている頻度の80%以上の頻度で実施されている場合には○、50%以上80%未満の頻度で実施されている場合には△、50%未満の頻度でしか実施されていない場合は×を遵守状況の欄に記入する。

③ 保守及び点検の項目について

当該設備に関係する判断基準の項目が当該工場等の管理基準に反映されているかどうかを確認し、その項目ごとに、反映されている場合には○、一部反映されている場合には△、反映されていない場合には×を設定状況の欄に記入する。当該設備の保守及び点検が、管理基準で定められている頻度の80%以上の頻度で実施されている場合には○、50%以上80%未満の頻度で実施されている場合には△、50%未満の頻度でしか実施されていない場合は×を遵守状況の欄に記入する。

④ 新設に当たっての措置の項目について

判断基準において当該設備に関し新設に当たっての留意事項の規定がある場合にあっては、当該事項の項目番号及び内容を記入し、当該事項を遵守している場合には○、そうでない場合には×を遵守状況の欄に記入する。

(2) 評価点について

管理基準の設定状況又は遵守状況が○の場合には2、△の場合には1、×の場合には0を評価点の欄に記入する。すべての項目について合計する。

2. 3 判断基準の項目別の評価

判断基準の項目ごとに評価点を合計し、評価点小計の欄に記入する。当該項目に該当する項目数を該当判断基準項目数の欄に記入し、当該項目数に2を乗じた値を満点の欄に記入する。また、評価点に当該設備のエネルギー使用割合を乗じた値を重み付け評価点の欄に記入し、併せて、満点にエネルギー使用割合を乗じた値を重み付け満点の欄に記入する。

3. 工場等全体のエネルギー管理状況の評価

(1) 工場等全体のエネルギー管理状況の評価表(別紙3)を以下の方法により作成し、対象項目別評価点を算出する。

① 判断基準の項目別評価

すべての設備に関する個票（別紙2）について、判断基準の項目ごとに設備を整理し、設備又は設備群名、重み付け評価点及び重み付け満点を記入する。また、判断基準の項目ごとに、重み付け評価点及び重み付け満点を合計し、前者を後者により除して算出した値に100を乗じて得た値を対象項目別評価点とする。

② 工場等全体の総合評価

すべての判断基準の項目及びすべての設備について重み付け評価点及び重み付け満点を合計し、前者を後者により除して算出した値に100を乗じて得た値を総合評価点とする。

- (2) 判断基準への適否については、総合評価点が80点以上の場合には判断基準に適合と判断し、80点未満の場合には、判断基準に不適合と判断する。ただし、判断基準I 1(8)（その他エネルギーの使用の合理化に関する事項）（注）を遵守していない場合（一部遵守している場合を含む。）は、総合評価点にかかわらず判断基準に不適合と判断する。

（注）確認調査結果報告書の対象項目別評価点欄には、適合又は不適合と記載。

III. 特定事業者等としての評価

I. の総合評価点が100点であり、かつ、II. の各指定工場等の総合評価点がすべて80点以上である場合には、特定事業者等として判断基準に適合しているものと判断し、それ以外の場合には不適合と判断する。

なお、必要に応じベンチマーク指標の状況等を勘案した上、その設置している工場等全体として又は工場等ごとに中長期的にみてエネルギーの消費原単位又は電気需要平準化評価原単位が悪化し、エネルギーの使用の合理化の努力を怠ったことが悪化要因として明白である場合（生産数量の減少、販売単価低下による販売金額の減少、高付加価値化製品製造のための生産工程増大、業種・業態等の用途変更、工程の変更、気候変動（気温・降雨量など）等の要因があり、それが関係書類により確認できた場合を除く。）は、総合評価点にかかわらず判断基準に不適合と判断する。